

# 話し方スクールはずむす受講規約

話し方スクールはずむす受講規約(以下「本規約」といいます)は、「話し方スクールはずむす」(以下「本講座」といいます)の企画、管理、運営及び講義を行う三木恵(以下「運営者」といいます)が、本講座の各プランに適用される利用条件及び運営者と受講生との間の権利義務関係を定めるものです。

なお、運営者が既存の受講生に対して本規約を「伝わる話し方コース受講規約」の改訂案として改訂日と共に周知し、当該改訂日までに当該受講生から異論がなかった場合、改訂日をもって本規約の効力が発生するものとします。

## 第1章 基本事項

### 第1条(本規約)

- 1 本規約で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとします。
  - ① 「運営サイト」:運営者が本講座に関する案内、告知、受付等を行うために運営する Web サイトをいいます。
  - ② 「レッスン」:本講座において運営者が受講生に対して実施する講義、指導、助言及びサポート等の総称をいいます。一定の人数でのレッスンを「グループレッスン」といい、1対1でのレッスンを「マンツーマンレッスン」といいます。
  - ③ レッスを期間自由又は一定期間で行う計画を「レッスンプラン」といいます。レッスンプランは以下で構成されますが、運営者は、レッスンプランの構成についていつでも将来に向かって変更又は終了できるものとします。
    - ・ はずむすプラン:期間自由かつ月額制で行うグループレッスンプラン
    - ・ 個別プラン:一定期間において行うマンツーマンレッスンプラン
    - ・ 実践プラン:個別プランの修了者を対象とした期間自由かつ月額制で行うグループレッスンプラン
  - ④ 「体験レッスン」:本講座を初めて受講する受講生向けに、運営者が1回限りで提供する単発のレッスンをいいます。
  - ⑤ 「受講生」:本講座を利用する全ての個人をいいます。受講生のうち、個別プランの受講生を「継続生」といいます。
  - ⑥ 「オンラインレッスン」:運営者の指定する Web 会議システム(以下「指定会議システム」といいます)を通じて、オンライン方式で実施するレッスン方法をいいます。
  - ⑦ 「対面レッスン」:運営者の指定するスタジオ又は会議室(以下「指定レッスン場所」といいます)において、対面方式で実施するレッスンをいいます。
  - ⑧ 「受講生情報」:受講希望者が本講座を利用するために運営者に対して届け出る自らの

情報をいいます。

- ⑨ 「レッスン費用」: レッスンを受ける対価として、受講生が運営者に対して支払う費用をいいます。レッスン費用の金額については、運営者が定め、運営サイトに掲載した最新の金額が常に適用となります。
  - ⑩ 「会場費」: 対面レッスンを実施する場合に、受講生が運営者に対して支払う費用をいいます。会場費の金額については、運営者が定め、受講生に通知した最新の金額が常に適用となります。
  - ⑪ 「指定プラットフォーム」: 運営者がレッスンプランを継続的に提供するために指定する外部のコミュニティ運営プラットフォームをいいます。指定プラットフォーム内の決済システムによる決済を「プラットフォーム決済」といいます。
  - ⑫ 「指定決済システム」: 指定プラットフォーム以外の費用の決済のため、運営者が個別に指定する外部の決済代行システムをいいます。
  - ⑬ 「プライバシーポリシー」: 運営者が定める本講座における個人情報の取扱い方針をいいます。
- 2 本規約は、受講希望者が体験レッスンの申込み時に承諾したことにより、当該体験レッスン時のみならず、その後に申込みレッスンプランの期間を通じて受講生に適用となるものとします。また、本規約の規定に存続条項がある場合は、レッスンプラン終了後も、当該条項の効力が適用となるものとします。
  - 3 本規約の各条項の他、運営サイト、指定プラットフォーム、メール等において運営者が告知した利用方法、FAQ、ガイドライン等については、本規約の一部を構成するものとします。

## 第2条(本講座の受講手続き)

- 1 本講座の受講手続きについては、本条に定める他、各章のレッスンプランの規定に従うものとします。
- 2 本講座の受講を希望する方(以下「受講希望者」といいます)が以下のいずれかに該当する場合、運営者は、理由を開示することなく、当該受講希望者に対する本講座の提供を辞退し、又は既に受付済の受講希望者の申込みをキャンセルすることができるものとします。
  - ① 過去に本規約に違反した事実がある場合
  - ② 申し出内容に虚偽が認められた場合
  - ③ プライバシーポリシーに同意しない場合
  - ④ 民法に規定する制限行為能力者に該当し、法定代理人の同意等を得ていない場合
  - ⑤ 本規約に定める反社会的勢力に該当するおそれがあると運営者が判断した場合
  - ⑥ その他受講生としての適性を欠くと運営者が判断した場合
- 3 受講希望者は、指定プラットフォーム又は指定決済システムに登録を行うにあたっては、各サービスの提供事業者による規約や約款等に定めた規律を承諾するものとし、本講座の受講生として、本規約と共に当該規律を遵守するものとします。

### 第3条(ログイン情報管理)

- 1 受講生は、指定会議システム、指定決済システム、指定プラットフォーム等へのログインに必要な情報(以下「ログイン情報」といいます)を厳格に管理するものとします。
- 2 受講生は、ログイン情報について、第三者(知人、友人、家族等を含みます)への貸与、譲渡、名義変更、その他の処分を行ってはならないものとします。
- 3 ログイン情報の第三者利用により発生した損害は受講生が負担するものとし、運営者は、かかる受講生の損害から一切免責されるものとします。

### 第4条(オンラインレッスン)

- 1 運営者は、オンラインレッスンについて指定会議システムによって実施するものとし、受講生は、自らの責任と負担で、指定会議システムを使用するために必要なアプリケーション等を自らの使用する機器にインストールのうえ、以下を承諾するものとします。
  - ① 受講生は、指定会議システムの提供会社の定めた規約を遵守すること
  - ② 運営者は、指定会議システムの不具合(通信状態を含む)について責任を負わないこと
  - ③ 運営者は、指定会議システム及び通信に関するサポートは行わないこと
- 2 運営者は、あらかじめ受講生と調整したオンラインレッスンの日時に向けて、指定会議システムにアクセスするための URL 情報等を電子メールその他の方法で受講生に通知するものとします。
- 3 受講生は、自己の都合でオンラインレッスンの日時に参加できない場合、レッスン前日の運営者所定の時刻まで(以下「連絡期限」といいます)に、運営者所定の方法で連絡するものとします。受講生が連絡期限を過ぎて当該連絡を行った場合、オンラインレッスンは実施されたものとし、当該オンラインレッスンに関するレッスン費用相当額が返金となることはありません。
- 4 受講生は、必ずオンラインレッスンの開始時刻の 5 分前までに、指定会議システムにサインインするものとします。なお、受講生が事前の連絡なくオンラインレッスンの開始時刻にサインインしていない場合は、運営者は、直ちにオンラインレッスンを終了するものとします。
- 5 受講生は、オンラインレッスンが早めに終了した場合であっても、残存時間を他の日時において継続することはできないものとします。
- 6 受講生は、オンラインレッスンの内容について、運営者の許可なく録画又は録音を行ってはならないものとし、また当該内容を第三者に開示又は漏洩(SNS 等における投稿を含みます)を行ってはならないものとします。なお、受講生は、運営者の許可のもと録画又は録音を行う場合においても、自らの責任において行うものとし、学習以外の目的で使用してはならないものとします。

### 第5条(対面レッスン)

- 1 対面レッスンの実施条件は、以下の全てに該当する場合とし、受講生は、これらの1つにでも該当しない場合は、オンラインレッスンによる実施となることについて、異議なく承諾するものとします。
  - ① 個別プラン時のみであること
  - ② 指定レッスン場所は東京都内において運営者の指定するスタジオ又は会議室であること
  - ③ 受講生が毎回の指定レッスン場所の会場費を負担すること
  - ④ 感染症の拡大等に関する危機的な状況がなく、安全に対面が可能であること
  - ⑤ その他運営者が問題ないと判断すること
- 2 運営者は、あらかじめ受講生と調整した対面レッスンの日時に向けて、電子メールその他の方法で、指定レッスン場所に関する案内を受講生に通知するものとします。
- 3 受講生は、自己の都合で対面レッスンの日時に参加できない場合、連絡期限までに、運営者所定の方法で連絡するものとします。受講生が連絡期限を過ぎて当該連絡を行った場合、対面レッスンは実施されたものとし、当該対面レッスンに関するレッスン費用相当額が返金となることはありません。また、当該レッスンをオンラインレッスンに振り替えることもできません。
- 4 運営者は、対面レッスンの開催に向けて、天候面、体調面、その他一切の状況を勘案したうえで、あらかじめ受講生に電子メールその他の方法で通知することで、対面レッスンの実施を中止し、オンラインレッスンに振り替えることができるものとします。この場合、既に受講生が支払い済の会場費の取り扱いは、運営者からの案内に従うものとします。
- 5 受講生は、必ず対面レッスン開始時刻の10分前までに、実施場所に来所するものとします。なお、当該開始時刻を一定時間超過しても受講生が来所しない場合は、運営者は、対面レッスンが完了したものとみなすことができるものとします。
- 6 受講生は、対面レッスンが早めに終了した場合であっても、残存時間を他の日時において継続することはできないものとします。
- 7 受講生は、対面レッスンの内容について、運営者の許可なく録画又は録音を行ってはならないものとし、また当該内容を第三者に開示又は漏洩(SNS等における投稿を含みます)を行ってはならないものとします。なお、受講生は、運営者の許可のもと録画又は録音を行う場合においても、自らの責任において行うものとし、学習以外の目的で使用してはならないものとします。

#### 第6条(レッスン費用等)

- 1 受講希望者は、運営者に対し、以下のいずれかの方法によって、運営者からの指定に従って、当該レッスンプランに応じたレッスン費用の支払いを一括又は月額払いで行うものとします。
  - ① プラットフォーム決済による方法
  - ② 指定決済システムを通じた決済方法
  - ③ 運営者の指定金融機関口座に振り込む方法(振込手数料:受講希望者負担)
- 2 個別プランの受講希望者は、対面レッスンを希望する場合、前項③の方法で会場費を支払う

ものとしてします。

- 3 受講生は、レッスン費用及び会場費(あわせて「レッスン費用等」といいます)の支払い完了後においては、レッスンプランの申込みをキャンセルできず、いったん支払ったレッスン費用等の返金を受けることはできないものとしてします。

#### 第7条(受講生のレッスン等への取り組み姿勢)

- 1 受講生は、話し方はアウトプットなしでは上達しないことを十分理解のうえ、主体的にレッスンに参加し、運営者の提示した課題やサポートを積極的に活用するものとしてします。
- 2 受講生は、運営者に対して課題の提出やサポートの依頼を行う際は、原稿や動画などを“丸投げ”するのではなく、必ず以下についてのコメントを付すものとしてします
  - ① 自らが特に気になること
  - ② 運営者に特に聞きたいこと
  - ③ 自らがどう思っているか
  - ④ その他自らの上達に向けた前向きなコメント
- 3 受講生は、レッスンやサポートを通じて運営者が行う助言等を真摯に捉え、自らの話し方に反映するよう努力するほか、講義、スピーチ、発表、その他の場において実践するよう努めるものとしてします。
- 4 運営者は、受講生の話し方の上達に向けた支援に最大限努めますが、受講生の話し方の上達そのものを保証することまではできません。このため、受講生は、自らの責任に基づき、本講座を利用するものとしてします。

#### 第8条(運営者のノウハウを保護するためのルール)

- 1 運営者がレッスン又はオンラインコミュニティを通じて受講生に提供したノウハウに関する資料(電子ファイル、印刷物、動画、音声、テキスト文字等の全てを含むものとし、以下「提供資料」といいます)の著作権については、運営者に帰属するものとしてします。
- 2 受講生は、運営者の事前の承諾なく、提供資料について複製、改変、流用、転売、二次的著作等を行ってはならないものとしてします。
- 3 受講生は、提供資料を自らの話し方の上達のためにだけ利用できるものとし、それ以外の目的や第三者のために利用すること(受講生自身が行う話し方講座への利用等を含みます)はできないものとしてします。
- 4 受講生は、提供資料について、ホームページ、ブログ、SNS等の媒体を問わず掲載をしてはならないものとし、かつ、第三者への譲渡又は貸与はできないものとしてします。
- 5 受講生は、提供資料について、第22条に従って取り扱わなければならないものとしてします。

## 第2章 体験レッスン

### 第9条(体験レッスンの申込み)

- 1 体験レッスンの受講希望者は、本規約及びプライバシーポリシーを承諾のうえ、運営サイトからリンクする体験レッスン専用フォームによって、氏名及びメール等の受講生情報並びに以下の事項を入力の上、申込みを行うものとします。
  - ① レッスン希望日時(選択式)
  - ② レッスン費用等の支払い方法
  - ③ その他運営者所定の事項
- 2 体験レッスンのレッスン費用は、60分程度のレッスン1回分について運営者が定めた金額とし、受講希望者は、第6条に従って、事前に一括で支払うものとします。なお、レッスン費用の具体的金額は、運営者が運営サイトに掲載した最新の金額が適用となるものとします。

### 第10条(体験レッスンの受講)

- 1 体験レッスンの方法は、マンツーマンのオンラインレッスンとし、受講生は、第4条に従ってレッスンを受講するものとします。
- 2 受講生は、体験レッスンで得られた情報について、第8条に従って取り扱うものとします。

## 第3章 個別プラン

### 第11条(個別プランの対象者)

個別プランの対象者は、体験レッスンの受講を修了した方とします。

### 第12条(個別プランの申込み)

- 1 個別プランの受講希望者は、体験レッスン時に運営者が行った案内に基づき、体験レッスン終了日から1週間以内に、電子メール又は専用フォームによる方法で、申込みを行うものとします。
- 2 前項の申込みの後、当該受講希望者は、運営者と協議のうえ決定した個別プランの開始日における運営者から通知に基づき、指定プラットフォームへのアカウント取得及びレッスン費用の決済手続きを行うものとし、当該手続きの完了をもって指定プラットフォームにおける個別プランのサービスの提供を受けることができるものとします。
- 3 個別プランは、マンツーマンのオンラインレッスンを基本としますが、受講希望者がオンラインレッスンに替わる対面レッスンを希望する場合、第5条に従って、対面レッスンを受講することができるものとします。
- 4 個別プランのレッスン費用は、運営者が定めた金額とし、受講希望者は、第6条に従って、事前一括で支払うものとします。なお、レッスン費用の具体的金額は、運営者が運営サイトに掲載した最新の金額が適用となるものとします。

### 第 13 条(個別プランの概要)

- 1 個別プランの開始日は、毎月1日又は 15 日とし、レッスン期間は運営者の定める期間とします。
- 2 個別プランの概要は、以下のとおりとします。
  - ① レッスン:1回あたり 120 分程度のレッスンを毎月1回実施(実施日時:平日日中)
  - ② テキスト:オリジナルテキスト(PDF 形式)を6回配布
  - ③ サポート:指定プラットフォームにおけるサポートを実施
  - ④ はずむすプランのレッスンに随時参加可能
  - ⑤ 受講期間内におけるコミュニティやイベントに参加可能

### 第 14 条(個別プランの受講)

- 1 個別プランの方法は、マンツーマンのオンラインレッスン又は対面レッスンとし、継続生は、第4条又は第5条に従ってレッスンを受講するものとします。
- 2 継続生は、個別プランで得られた情報について、第8条に従って取り扱うものとします。

### 第 15 条(運営者によるサポート)

- 1 継続生は、レッスンにて学習した内容及び第7条に基づき、指定プラットフォームにおいて、運営者が提示する課題に取り組んで提出する他、自らの日々の話し方において実践のうえ、動画を登録する方法等により運営者に共有するものとします。
- 2 継続生は、前項に加え、積極的にプレゼンテーションやスピーチを実施し、指定プラットフォームにおいて、動画を登録する方法等により運営者に共有するものとします。
- 3 運営者は、前各項の継続生による取り組みについて、指定プラットフォームを通じて、フィードバックを実施するほか、適宜サポートを行うものとします。
- 4 前項の運営者からのフィードバックには、半日から3日程度を要するものとし、さらに、継続生からの提出物が 15 分を超える動画や音声である際は、運営者からのフィードバックには3日以上を要する場合があることについて、継続生はあらかじめ承諾するものとします。
- 5 本条に基づく運営者から継続生へのサポートの期間は、第 12 条第1項に定めた手続きが完了した日に関わらず、個別プランの開始日から 180 日間とします。サポート期間満了日以降は指定プラットフォームへのアクセス権が失効するものとなりますが、当該期間内に継続生が実践プランの申込みを完了した場合は、この限りではありません。

### 第 16 条(休会)

- 1 継続生は、やむを得ない事情により個別レッスンの継続に支障がある場合、運営者に対し、1ヶ月単位で最大6ヶ月間の休会を申し出ることができるものとします。
- 2 前項の申し出を運営者が承諾した場合、既に支払い済のレッスン費用の範囲で、個別レッ

ンの再開ができるものとします。

- 3 なお、休会が適用となった継続生は、休会中においても指定プラットフォームへのアクセスができるものとします。

## 第4章 はずむすプラン、実践プラン

### 第17条(はずむすプラン、実践プラン)

- 1 受講生は、運営者が指定した募集期間に運営者所定の方法で申込みことで、はずむすプランのグループレッスンに参加することができるものとします。
- 2 個別プランを修了した受講生は、修了後任意のタイミングで、専用の登録リンクを経由して申込みことで、実践プランのグループレッスンに参加することができるものとします。なお、当該受講生は、前項のはずむすプランの募集期間において誤ってはずむすプランに申し込んだ場合、運営者への申し出により途中からレッスンプランを変更することはできますが、既に決済されたはずむすプランのレッスン費用は返還されません。
- 3 運営者は、はずむすプラン又は実践プランにおける実施内容、実施方法、参加可能人数等について、随時指定プラットフォーム内で告知するものとし、受講生は、これに従うものとします。
- 4 はずむすプラン及び実践プランの受講生は、指定プラットフォームの規定及び仕様に従い、毎月レッスン費用を支払うものとします。レッスン費用の支払いは、指定プラットフォームにおいて各プランへの登録が完了した日を初回の決済日とし、翌月以降も同日を決済日とします。
- 5 はずむすプラン又は実践プランは、あくまでもグループレッスンであるため、受講生の個別の状況にあわせたレッスンとはならないことについて、受講生は承諾するものとします。
- 6 はずむすプラン又は実践プランには、第15条に定めた運営者によるサポートは含まれていません。ただし、実践プランの受講生が希望した場合に限り、別途申込み手続きを行い、指定決済システム又は金融機関振込みによって追加費用の支払いを行うことにより、運営者によるサポートを受けることができるものとします。
- 7 はずむすプラン又は実践プランの受講生は、決済の停止を希望する決済日の前日(以下「解約期限」といいます)までに指定プラットフォーム上で解約手続きを完了することで、当該決済日における決済を停止のうえ各プランを解約することができるものとします。なお、受講生が解約期限を過ぎて解約手続きを行った場合、当該受講生が翌月のレッスンを受講するか否かに関わらず、一度決済されたレッスン費用が返還されることはありません。

## 第5章 一般条項

### 第18条(禁止行為)

- 1 受講生は、指定プラットフォーム内のコミュニティ等において以下の内容を含む投稿、書き込

み、返信等を行ってはならないものとします。

- ① 運営者、他の受講生、第三者を誹謗中傷、過度な批判等を行う表現を含む内容
- ② 運営者、他の受講生、第三者の個人情報又は当該第三者を特定し得る情報を含む内容
- ③ 事実に基づかず、専ら偏見や思い込みに基づいた内容
- ④ 事実を殊更に歪曲化し又は大袈裟な内容
- ⑤ 一時の感情に任せ、冷静さを欠いた状態で記載する内容
- ⑥ 自らの実名を伴えば掲載しないであろう、責任感を欠く内容
- ⑦ 暴力的又は残虐な表現を含む内容
- ⑧ 差別を助長する表現、その他閲覧者を不快にさせる表現を含む内容
- ⑨ 他の受講生の不安をいたずらに煽るような内容
- ⑩ その他運営者が不適切と判断する内容

2 受講生は、本講座の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- ① 運営者又は他の受講生に対する誹謗・中傷行為、脅迫行為、荒らし行為、スパム行為、いたずら行為、出会いを目的とする行為、つきまとい行為、異性との出会いや交際を目的とする行為
- ② 運営者又は他の受講生に対する政治的又は宗教的な勧誘を伴う行為
- ③ 運営者又は他の受講生に対して商品・情報商材等の購入やマルチ商法・ネットワークビジネス等の参加などの勧誘を行う行為
- ④ 不当に情報を操作する行為
- ⑤ 不正アクセスや改ざん、ウイルスや有害プログラム等による攻撃行為
- ⑥ 合理性のない苦情申立てや不当要求等を運営者又は他の受講生に行う行為
- ⑦ 自動応答のための装置、ソフトウェア、アルゴリズム等を利用する行為
- ⑧ その他運営者が不適切と判断する行為

#### 第 19 条(受講の制限、停止、凍結、抹消)

運営者は、受講生が以下の各号のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、当該受講生に通知することなく、当該受講生がレッスンプランを受講するための権利を制限、停止、凍結、抹消を行うことができるものとします。

- ① 本規約に違反した場合又はそのおそれがある場合
- ② 不正行為、迷惑行為、これらに類する行為を行った場合
- ③ 受講生が運営者に伝達した情報に虚偽が判明した場合
- ④ 過去に本条の措置を受けた事実が判明した場合
- ⑤ 支払停止、支払不能、破産、再生、不渡り、差押、租税公課滞納、その他により信用不安が生じた場合

- ⑥ 死去が判明した場合
- ⑦ その他運営者が判断した場合

## 第 20 条(本講座の中断、中止等)

- 1 運営者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、受講生への予告及び同意なく、本講座の全部又は一部の提供を中断することができるものとします。なお、以下の事項には、運営サイト、指定会議システム、指定決済システム、指定プラットフォームのシステム又は指定レッスン場所に生じたものを含みます。
  - ① 緊急でコンピュータシステムの点検、保守を行う場合
  - ② 停電やサーバートラブル等が発生した場合
  - ③ コンピュータ、通信回線等に不良がある場合
  - ④ 地震、落雷、火災等の不可抗力による場合
  - ⑤ その他運営者が必要と判断した場合
- 2 運営者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、レッスン開始時刻までに受講生に通知することで、レッスン、サポート、その他本講座に関する一切の実施事項(以下「レッスン等」といいます)を中止することができるものとします。この場合のレッスン等は、キャンセル扱い(レッスン費用の返金等)とはならず、当初の実施予定日時又は期間に追加して実施されるものとします。
  - ① 運営者の体調不良等による場合
  - ② 運営者の機器等にトラブル等が生じた場合
  - ③ その他運営者にやむを得ない事情又は緊急の事態が生じた場合
- 3 運営者は、前各項によって受講生に生じた損害について、いかなる責任も負わないものとします。

## 第 21 条(個人情報の取扱い)

運営者は、受講生情報について、プライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

## 第 22 条(秘密の保持)

受講生は、レッスン又はオンラインコミュニティで知り得た情報のうち運営者が対外秘であるものと想定する情報等(提供情報、運営者及び他の受講生の個人情報を含みますが、これに限りません。以下同じ)について、秘密情報として管理し、運営者の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩(SNS 等への投稿を含みます)をしてはならず、レッスン又はオンラインコミュニティ内でのコミュニケーション以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まないものとします。なお、本条は、本契約終了後も存続するものとします。

- ① 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

- ② 第三者から適法に取得した事実
- ③ 開示の時点ですでに保有していた事実
- ④ 法令、公的機関、裁判所等の法令に基づく命令により開示が義務付けられた事実

#### 第 23 条(権利義務の譲渡)

受講生は、本規約上の地位、権利、義務について、第三者に譲渡してはならないものとします。

#### 第 24 条(免責)

- 1 運営者は、受講生の通信回線やコンピュータなどの障害によって生じたあらゆる不具合について、いかなる責任も負わないものとします。
- 2 運営者は、将来に向かって本講座の提供を終了した場合においても、当該終了に伴って受講生に生じる不利益等について、いかなる保証もせず、いかなる責任も負わないものとします。
- 3 本規約に定めた運営者を免責する規定は、運営者に故意又は重過失が存する場合には適用しないものとします。

#### 第 25 条(反社会的勢力排除)

- 1 受講生又は受講希望者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」といいます)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 受講生又は受講希望者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

#### **第 26 条(損害賠償)**

- 1 受講生は、受講生又は受講生の関係者が本規約に違反することによって運営者に損害を与えた場合、運営者に対し、その損害を賠償するものとします。
- 2 運営者の故意又は重大な過失による場合を除き、運営者が受講生に負う損害賠償の金額は、当該受講生が直接被った損害金額に限り、かつ、レッスン費用と同額を限度とするものとします。

#### **第 27 条(本規約の改訂)**

運営者は、本規約を改訂する場合、民法第 548 条の4の定めに従うものとします。

#### **第 28 条(連絡及び通知)**

- 1 受講生と運営者との間の連絡及び通知は、運営者の定める方法に従うものとします。
- 2 受講生がレッスン以外で運営者に問合せを行う場合、運営サイトの問い合わせフォームを使用するものとし、回答方法は運営者が指定するものとします。

#### **第 29 条(運営者の事業譲渡)**

運営者は、本講座の事業を第三者に譲渡(手段を問いません)をした場合には、当該事業譲渡に伴い、本規約に定めた運営者の地位、権利、義務、受講生情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、受講生は、あらかじめ同意するものとします。

#### **第 30 条(その他)**

- 1 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。
- 2 本規約に基づく運営者と受講生の合意は、運営者と受講生間の事前の合意に優先します。

#### **第 31 条(準拠法及び管轄合意)**

本規約は、日本法に基づき解釈されるものとします。受講生と運営者との間で生じた一切の紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上